

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		勤労青少年ホームの使用料の減免		
根拠例規及び条項		多治見市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例(昭和43年条例第9号)第6条第2項		
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則(平成9年規則第26号)		
	基 準	市長が公益上その他特別の理由があると認めた場合 1. 多治見市公の施設等の使用料減免取扱規則で規定する団体が施設を使用する場合 2. 勤労青少年が構成員の半数以上を占める団体が施設を使用する場合 3. 勤労青少年ホームが運営方針に基づいて行う事業において、協力団体がその準備等のために施設を使用する場合		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3～5日程度(注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 3～5日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
備 考				